

定期点検基準

平成30年10月1日制定

平成30年10月1日実施

住 所

〒104-0054 東京都中央区勝どき3-10-10

有限会社 **ベルウッド**

事業者名

代表取締役 **鈴木光武**

定期点検基準

制定平成 年 月 日
実施平成 年 月 日

(目的)

第1条 道路運送車両法第48条第1項に規定する定期点検を合理的かつ能率的に確実に実施し、重大事故を防止するとともに環境に影響を与える箇所について点検を行い、車両の安全を確保するために本基準を定める。

(定期点検整備)

第2条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、定期点検整備の実施計画（「定期点検整備年間計画」）を定め、自動車分解整備事業者に依頼するなど、これを確実に実施しなければならない。

2 定期点検整備とは、道路運送車両法第48条に定めるものとする。

3 車両の使用状態等により整備管理者が必要と認めるときは、適宜、点検整備を実施するものとする。

(点検整備の記録及び保管管理)

第3条 定期点検の実施結果は、点検整備記録簿に必要事項を記入、保存・管理する。

2 点検整備記録簿については当該車両に据え置くものとし、併せてその写しを営業所において保存する。

3 点検整備記録簿及びその写しについては1年間、これを保存・管理する。

(臨時整備)

第4条 整備管理者は、点検整備を確実に実施させ、臨時整備の必要をなくすよう努める。

2 やむなく発生した故障に対しては、発生年月日、故障（作業）内容、車両の使用年数、走行距離、使用部品等について記録のうえ、原因を把握し再発防止に努める。

(分解整備)

第5条 整備管理者は、定期点検整備において実施する作業が、道路運送車両法第77条でいう分解整備に該当する場合には、必ず自動車分解整備事業者に作業を依頼しなければならない。

(附則)

本基準は平成 年 月 日より実施する。

自動車点検基準

別表第三（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所	点検時期	3月ごと	12月ごと（3月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
かじ取り装置	ハンドル		操作具合
	ギヤ・ボックス		1 油漏れ 2 取付けの緩み
	ロッド及びアーム類	(*2) 緩み、がた及び損傷	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	ナックル	(*2) 連結部のがた	
	かじ取り車輪		ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	1 ベルトの緩み及びび損傷 (*2) 2 油漏れ及び油量	取付けの緩み
制動装置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	リザーバ・タンク	液量	
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ		機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	機能
	ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ及びリレー・バルブ		機能
	倍力装置		1 エア・クリーナの詰まり 2 機能
	ブレーキ・カム		摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 (*2) 2 シューの摺動部及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート		バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	(*2) 1 ディスクとパッドとのすき間 (*2) 2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム及びライニング	1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間	1 ライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
	二重安全ブレーキ機構		機能

走行装置	ホイール	(*2) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及び ホイール・ボルトの緩み (*2) 3 フロント・ホイール・ベアリングの がた	(*3) 1 ホイール・ナット 及びホイール・ボルト の損傷 2 リム、サイド・リング 及びディスク・ホイール の損傷 3 リヤ・ホイール・ ベアリングのがた
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、 がた及び損傷
	コイル・サスペンション		1 スプリングの損傷 2 取付部及び連結部の緩み、 がた及び損傷
	エア・サスペンション	1 エア漏れ (*2) 2 ベローズの損傷 (*2) 3 取付部及び連結部の 緩み及び損傷	レベリング・バルブの機能
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	
動力伝達装置	クラッチ	1 ペダルの遊び及び切れ たときの床板とのすき間 2 作用 3 液量	
	トランスミッション及び トランスファ	(*2) 油漏れ及び液量	
	プロペラ・シャフト及び ドライブ・シャフト	(*2) 連結部の緩み	1 自在継手分のダスト・ブーツ の亀裂及び損傷 2 継手部のがた 3 センタ・ベアリングのがた
	デフアレシヤル	(*2) 油漏れ及び液量	
電気装置	点火装置	(*2)(*4) 1 点火プラグの 状態 2 点火時期	ディストリビュータのキャップ の状態
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	
原動機	本体	(*2) 1 エア・クリーナ・ エレメントの状態 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	シリンダ・ヘッド及びマニホールド 各部の締付状態
	潤滑装置	油漏れ	
	燃料装置	燃料漏れ	
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ
ばい煙、悪臭のある ガス、有害なガス等の 発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置		1 メターリング・バルブの 状態 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置		1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスタ の詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能

ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	一酸化炭素等発散防止装置		<ul style="list-style-type: none"> 1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態
警音器、窓ふき器、洗淨液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置作用			作用
エグゾースト・バルブ及びマフラ		(*2) 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
エア・コンプレッサ		エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレーター及びアンロード・バルブの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
車枠及び車体		<ul style="list-style-type: none"> 1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 	
連結装置			<ul style="list-style-type: none"> 1 カブラの機能及び損傷 2 ビントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷
座席			(*1) 座席ベルトの状態
開扉発車防止装置			機能
その他		シャシ各部の給油脂状態	